基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月九日

福島県郡山市大町一丁目一番八号五階

株式会社熙商事

代表取締役　禹　竜　太

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月九日

東京都豊島区東池袋三丁目一五番七号

株式会社池栄

代表取締役　藤田　克樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式四百株を四千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月九日

東京都豊島区東池袋三丁目一五番七号

株式会社こだわりや

代表取締役　藤田　克己

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

岐阜県各務原市前渡西町九一二番地の五

岐阜富士工器株式会社

代表取締役　前口庄一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

岐阜市六条大溝一丁目一二番一二号

株式会社カヨウ商事

代表取締役　上野洋之進

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

広島市中区橋本町七番二七号

株式会社クラタコーポレーション

代表取締役　藏田　泰明

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

広島市中区橋本町七番二七号

株式会社クラタシステムサポート

代表取締役　藏田千代美

限定承認公告

本籍東京都目黒区洗足二丁目一三四一番地、最後の住所東京都府中市美好町一丁目一〇番地の一都営アパート七一一

被相続人　亡　澁澤　伸泰

右被相続人は平成三十年一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

東京都世田谷区等々力五丁目四番地八

相続財産管理人　金岡　直美

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所愛知県豊橋市潮崎町二三番地の一（二〇五）

被相続人　亡　己山朗良こと　孫　懋昊

平成三十年五月九日

岐阜市六条大溝一丁目一二番一二号

株式会社カヨウ商事

代表取締役　上野洋之進

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

広島市中区橋本町七番二七号

株式会社クラタコーポレーション

代表取締役　藏田　泰明

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月九日

広島市中区橋本町七番二七号

株式会社クラタシステムサポート

代表取締役　藏田千代美

限定承認公告

本籍東京都目黒区洗足二丁目一三四一番地、最後の住所東京都府中市美好町一丁目一〇番地の一都営アパート七一一

被相続人　亡　澁澤　伸泰

右被相続人は平成三十年一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

東京都世田谷区等々力五丁目四番地八

相続財産管理人　金岡　直美

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所愛知県豊橋市潮崎町二三番地の一（二〇五）

被相続人　亡　己山朗良こと　孫　懋昊

右被相続人は平成二十九年十二月五日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十七日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

愛知県豊橋市潮崎町二三番地一（六〇一）

限定承認者　己山　友汰

仮想通貨交換業の一部廃止の公告

当社は、平成三十年六月十一日をもって、仮想通貨交換業のうち、仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行及び当該仮想通貨交換業に関し管理するお客様の財産の返還又はお客様への移転以外の業務を廃止することといたしました。

上記業務の廃止に伴う資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行及び当該仮想通貨交換業に関し管理するお客様の財産の返還又はお客様への移転の方法は、以下のとおりです。

一　お客様の金銭については、お客様からの申出に基づき、当社が適当と判断する時期に、当社に登録されているお客様の金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

二　お客様の仮想通貨については、お客様からの申出に基づき、当社が適当と判断する時期に、当該仮想通貨の保管が可能なウォレットに送付する方法により返還いたします。

三　お客様が金融機関の口座を当社に登録していない場合、その他当社が前記一又は二の方法によることが困難と判断した場合には、当社に登録済の住所に対して現金書留で郵送する方法その他当社が適当と認める方法により返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

平成三十年五月九日

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目二―二〇

〇博多駅前C―9ビル8F―C

株式会社ミスターエクスチェンジ

代表取締役　川畑　裕介

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一〇	上	終りから一三	一項に改め	一項」に改め
同日（同号外特）公布財務省令第十八号（消費税法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五一一	下	一二～一三	同項第二号	、同項第二号に、「うち前号」を「うち同号」に改め
五一六	上	一〇	適格請求書等	適格請求書の写し等
〃	〃	一三	又は	の写し又は
同日（同号外特）公布財務省令第二十五号（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五二〇	上	終りから七	非居住者又は外国法人	非居住者又は内国法人

五一一ページ上段終りから一行目と一〇行目の間に次のように加える。

2　施行日以後に相続税法第二十七条第一項から第三項までの規定により申告書を提出する場合における相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十四号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の相続税法施行規則第十六条第三項第二号の規定の適用については、同号中「写し」とあるのは、「写し又は当該写しを複写機により複写したもの」とする。

（印刷誤り）

五一〇　上　終りから一七　に改め

同日（同号外特）公布財務省令第十五号（相続税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

四九〇　下　六　をいう　のうち国内にあるものをいう

同日（同号外特）公布財務省令第四号（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

〃　上　二七　をいう　のうち国内にあるものをいう

同日（同号外特）公布総務省・財務省令第四号（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

平成三十年三月三十一日（号外特第七号）公布総務省・財務省令第三号（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付第九九号三二ページ　―ジ●同日付政府調達第八四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）